第４回こども家庭審議会成育医療等分科会
令和６年11月20日 | 資料２－１

産後ケア事業について

令和6年11月20日

こども家庭庁成育局母子保健課

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁　産後ケア事業について

産後ケア事業（母子保健法第17条の２）とは

市町村が、出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

実施状況

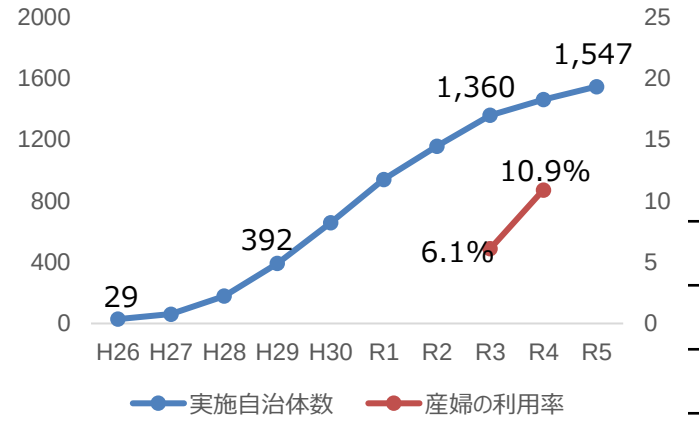

これまでの経緯

H26年度	・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）
H28年度	・平成28年度事例集を作成
H29年度	・ガイドラインを作成
Ｒ１年度	・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）
Ｒ２年度	・ガイドラインを改定
Ｒ３年度	・**産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（Ｒ１改正母子保健法の施行）** ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に
Ｒ４年度	・**住民税非課税世帯に対する利用料減免加算**（基準額：1回あたり5,000円）等を創設 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成
Ｒ５年度	・**ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し）** ・**すべての世帯に対する利用料減免加算**（基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関しての補助事業を創設 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる
Ｒ６年度	・**支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設** ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設 ・**産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（Ｒ7.4施行）** ・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等）
Ｒ７年度（予定）	・**「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入** **（補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に**　※Ｒ６以前：国1/2・市町村1/2） ・兄姉や生後４か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設（概算要求）

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部） 【拡充】

令和６年度予算：60.5億円（57.2億円）

【平成26年度創設】

目 的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和３年４月１日施行）

内 容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

（１）「宿泊型」 ・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
（２）「デイサービス型」 ・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
（３）「アウトリーチ型」 ・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、２４時間体制で１名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

◆ 実施主体 ：市町村
◆ 補 助 率 ：国１／２、市町村１／２
◆ 補助単価案
（１）デイサービス・アウトリーチ型 １施設あたり月額 1,727,700円
（２）宿泊型 １施設あたり月額 2,519,600円
（３）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（Ｒ４～）
１回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（Ｒ５～）
１回あたり 2,500円
（４）24時間365日受入体制整備加算 １施設あたり年額 2,806,900円
（５）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算【拡充】 １人当たり日額 7,000円
※（１）及び（２）の補助単価の６か所上限は撤廃する【運用改善】（R6～）

実施自治体・産婦の利用率

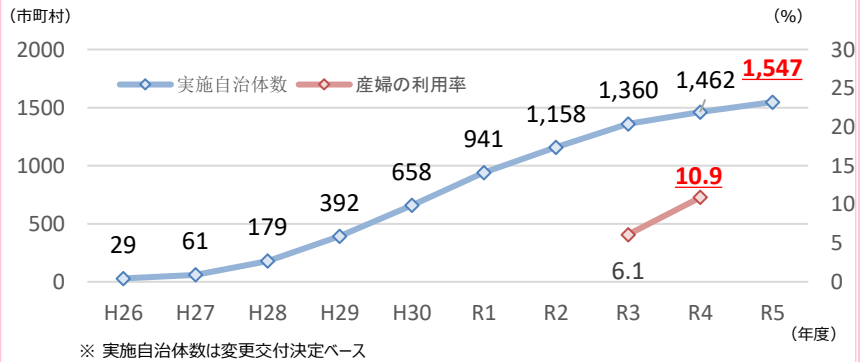

※ 実施自治体数は変更交付決定ベース
※ 産婦の利用率の算出方法
宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計/ 分娩件数

こどもまんなか
こども家庭庁

産後ケア事業の提供体制の整備　【子ども・子育て支援法】

○　産後ケア事業（※）について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。

（※）　出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業

①　受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合**に、**市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。**

②　**妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築**に当たり、**医療体制を担う都道府県との連携が重要。**

○　産後ケア事業を**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付ける**ことで、**国・都道府県・市町村の役割分担を明確化**し、**計画的な提供体制の整備**を進める。

国　：**基本指針**を定める。

都道府県：市町村事業計画の**協議を受け確認**する。また、基本指針に基づき**都道府県事業計画を作成**し、**市町村の区域を超えた広域的な調整**等を定めるよう努める。

市町村　：基本指針に基づき**市町村事業計画を作成**し、**量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める**。

国立成育医療研究センター
（※女性の健康ナショナルセンター）

自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、**国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実**し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

- **産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等**

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（概要）

改正の趣旨

○　「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号。以下「子子法等改正法」という。）が第213回国会において成立した。

○　子子法等改正法において、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら２事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたほか、特定教育・保育施設における職員の処遇等の経営情報を公表することとされた。

○　また、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号。以下「児童福祉法等改正法」という。）が令和６年４月より施行され、児童発達支援センターの役割・機能の強化等が規定された。

○　これらの改正を踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正の概要

１．妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→　子子法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準（※）を設定する。

２．児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→　児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

３．乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

→　子子法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。

４．経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→　子子法等改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針への位置付け等を行う。

5．産後ケアに関する事業の追加

→　地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

○　その他所要の改正

→　その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

※ より丁寧な説明について「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.２）」においてお示しする予定。
・ 根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第１項及び第３項
・ 子子法等改正法による改正のうち令和７年４月１日施行の改正に対応するため、本年９月頃を目途に公布し、令和７年４月１日に施行することとする。

５．産後ケアに関する事項の追加

概要

○　子子法等改正法において、産後ケア事業は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとされた。このため、産後ケア事業に係る所要の改正として、

①　地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準を規定する。

②　産後ケア事業等実施時における留意点を規定する。

改正内容

別表第三　地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

事項	**内容**
十二　産後ケア事業	利用希望把握調査等により把握した需要や実績及び出生数等に基づき、他の事業による対応の可能性を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

※下線部分を改正・追記。

５．産後ケアに関する事項の追加

改正内容

第三　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

2　子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

（三）市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の２の（二）の⑴に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合や、市町村域を超えた地域子ども・子育て支援事業を実施する場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

妊婦に対する健康診査及び産後ケア事業の実施に当たっては、支援対象者のメンタルヘルスに係る課題等への対応のために医療機関との連携体制の構築が重要であることから、都道府県と市町村が連携を図ることが必要である。

※下線部分を改正・追記。その他、市町村の役割として提供体制の確保に努めることや、都道府県の役割として必要に応じて市町村の区域を超えた広域的な調整を行うことを規定する等の改正を行う。

こどもまんなか
こども家庭庁

産後ケア事業ガイドライン（令和６年10月）

背景

○　産後ケア事業ガイドラインについては、平成29年に策定され、令和２年に改定を行った。その後も事例集の紹介等が行われたほか、実施要綱の改定、通知の発出や調査研究等が実施されてきた。

○　今般、上記を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を図るため、ガイドラインの改定を行った。

主な改定内容

1	事業の目的
2	実施主体
3	対象者
4	対象時期
5	実施担当者
6	事業の種類
7	実施の方法
(1)	管理者
(2)	短期入所（ショートステイ）型
(3)	通所（デイサービス）型
(4)	居宅訪問（アウトリーチ）型
(5)	ケアの内容
(6)	産後ケア等サービスに係る利用料
8	安全に関する留意事項
9	留意すべき点
10	実施者に対する研修
11	事業の周知方法
12	事業の評価

最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定

都道府県の広域支援の役割を追記

ユニバーサルサービスであることの明確化

○　産後ケアを必要とするすべての母親が対象となるように表現を変更

○　幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児についての記載を追加　　等

新たに見直しをはかった改定

ケアの内容について記載を追加

○　これまで項目が箇条書きで記載されていたのみであったケアについて、具体的な内容を記載

○　アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記載を追加　　等

安全に関する内容について記載を追加

○　事故防止等に向けた安全対策（児の睡眠中のSIDS予防、児を預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、重大事案等発生時の対応）について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することを記載

こどもまんなか
こども家庭庁

産後ケア事業（子ども・子育て支援交付金）

拡充　一部推進枠

成育局 母子保健課

令和７年度概算要求額　子ども・子育て支援交付金　90.8億円（ー）

※令和６年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和６年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

事業の目的

○　退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※　従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和３年４月１日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内　容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

（１）「宿泊型」　・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
（２）「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
（３）「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※　宿泊型を行う場合には、２４時間体制で１名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

事業主体等

◆ 実施主体　：市町村
◆ 補 助 率　：国１／２、都道府県１／４、市町村１／４
※都道府県負担の導入（Ｒ６以前は、国１／２、市町村１／２）

◆ 補助単価案
（１）デイサービス・アウトリーチ型　１施設あたり月額　1,788,000円
（２）宿泊型　１施設あたり月額　2,605,700円
（３）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（Ｒ４～）　１回あたり　5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（Ｒ５～　１回あたり　2,500円
（４）24時間365日受入体制整備加算　１施設あたり年額　2,943,600円
（５）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～）　１人当たり日額　7,000円
（６）兄姉や生後４か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】
１施設当たり月額　174,200円
（７）宿泊型について、夜間に職員配置を２名以上にしている施設への加算【拡充】
１施設当たり月額　244,600円

事業の実績

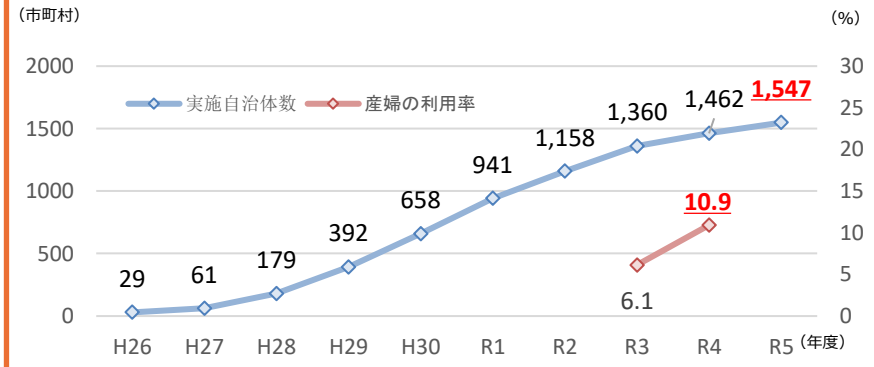

※ 実施自治体数は変更交付決定ベース
※ 産婦の利用率の算出方法
宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計/　分娩件数